

令和8年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算

令和8年度横浜市の公害被害者救済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,592千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 寄附金		千円 4,481
	1 寄附金	4,481
2 繰入金		95,178
	1 他会計繰入金	19,353
	2 基金繰入金	75,825
3 繰越金		9,933
	1 繰越金	9,933
歳 入 合 計		109,592

歳 出

款	項	金額
1 公害被害者救済事業費		109,592
	1 運営費	108,592
	2 予備費	1,000
歳 出 合 計		109,592

第2表 債務負担行為

追加

事項	期間	限度額
川崎・横浜公害保健センター建物解体工事協定	令和9年度から 令和10年度まで	限度額 110,000 千円